

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前 葉 泰 幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)	
地域名 (地域内農業集落名)	山出地区 (山出)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月28日 (第2回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は中山間地であり、獣害も多く、耕作条件が良いとは言い難い農地も存在する。
地区内では、平地の農地については担い手への集積、集約が進んでいる。一部に個人農家も存在していることから、個人農家の将来的な離農に備え、既存担い手の引き受けを進めて行く必要がある。
また個人農家は70歳以上であり、高齢化による労力不足のため、畔やのり面、農道等の維持管理に影響を及ぼすことが懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は水稻が中心である。引き続き水稻の作付けを行うためにも獣害対策を強化していく。
農地の集積・集約については中山間地区であるため、営農を希望する農業者は少ないことから、既存の担い手への集約を図ることで今後発生する新たな農地の貸付先の確保について対応を図る。
保全や維持管理についてもできる限り地域や営農者で維持していく体制を保ちたいが、集落内の高齢化により困難になると思われる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、現況で農業利用が見込まれない農地は含まない。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地区内の農地の集積・集約については農地中間管理機構を通じて行うこととする。 経営体が営農困難になった場合については、農地中間管理機構の農地バンクを機能を活用することで、保全管理や新規受け手への付け替えを進めることができるように機構への貸し付けを進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の賃借が発生した際は、農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
老朽化している用排水路施設等の確認を行い、必要であれば改修を進め有効利用を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな引き受け手となる新規営農者や担い手の確保に努め、他組織（JA、県等）との連携を図りながら農地の幹旋や必要な支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

① 地域の農地には獣害対策の柵を設置しているが、設置後10数年経っており補修が必要な状況である。 また、鹿や猿に対しては既存の柵では対応できないこともあり、これらの対策を検討する必要がある。
③ 作業効率化を図れる設備投資については、助成等の活用も視野に取り入れられるものを検討していく。
⑦ 保全管理については地域や個人、農業者で取り組む仕組みを構築する必要がある。